

男女共生 リポート



労働省大分女性少年室長
にしほえすみこ
西笛早智子さん

◆テーマ◆

『改正された男女雇用機会均等法について』

男女が共に働くための就業環境づくりとは？

平成11年4月から「改正男女雇用機会均等法」が施行されましたが、働く人たちにとって、どんな法律で、どう改正されたのでしょうか。

改正男女雇用機会均等法についてのポイントは？

雇用の入り口から出口まで女性が男性と均等に扱われるよう大幅に改正されました。つまり、募集・配置・昇進、教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇至る場面で、働く女性が性にによる差別されず、能力を発揮できる雇用環境を整備。また女性が安心して子どもを産むことができる環境や、男女が職業生活と家庭生活を両立できることとなりました。

点をおいています。例えば男女公用募集としているにもかかわらず採用段階で一方の性のみの採用としたり、一方の性のみの募集は原則として禁止です。ただ選考の結果、一方の性だけということもありますが、それは単なる結果ですので、会社側の意識や姿勢の徹底が必要でしょう。

均等法の改正は私たちに何をもたらせたのでしょうか？

法律や制度が整つても、実際運用していく人の意識がついていかないと、絵に描いた餅になるので、繰り返し啓発していくことで、中味を浸透させています。働くている人も基本的なことは知つておく必要があります。自ら時間もお金も割いてセミナーに参加する等、自分を高めて自身で伸びていくこともあります。大切なと思います。

事業主、労働者は各々どのように対応したらよいのでしょうか？

た。

まさに女性のエンパワーメントの時代ですね。次に均等法第21条のセクシュアルハラスメントについて伺います。



おいて男性から女性に対して女性の意に反して行われる性的な言動によって、仕事への力を発揮できなかつたり、今まで我慢してきた問題が多かったから、今回、均等の扱い基準法上、男女は同一の扱いとなりました。

配慮をしなさいという規定が設けられました。女性側の対応としては、女性自身が不快に思っていることを相手に分かること。もし直接言いにかかることがありますので、匿名でもご相談ください。

◆お問い合わせ◆
資料の請求・相談窓口は
労 働 省
大分女性少年室へ

〒870-0016 大分市新川町2-1-36
大分合同庁舎内
TEL 532-4025

男女雇用機会均等法（差別の禁止部分のみ）

事 項	現 行 法	改 正 法
差別の禁止	募集・採用	禁 止
	配置・昇進	禁 止
	教育訓練	禁 止
	福利厚生	禁 止
	定年・退職・解雇	禁 止